

Title	お詫び
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1950
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.4 (1950. 10) ,p.277(69)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19501001-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ぬ。もしすでにその小農民經營が商品生産を営んでいるとすれば、それはもはや貨幣地代か、もしくはそれへの過渡的段階にあるものといわねばならない。かくて藤田氏の「單純な『獨立』農民的小經營」に對する規定は支持しがたいように思われる。

かくのごとく「純粹封建的土地所有」の土臺をなす小農民經營を「單純商品生産」であるとするのが認められまいとすれば、藤田氏のように、この點から直ちに「生産物地代の本格的に成立する土地保有者農民は、その經濟的地位の漸進によつて」(六一頁)「その程度はともかくも、いずれは一般に『事實上の農民的土地所有』形態に到達することも確實である」(一一九頁)といふことは出来ない。たしかに「勞働地代段階より生産物地代段階に移動するとともに、農民の經濟的地位向上の展望が與えられ且つ同時に階級分化への緒が見えて来る」(九六頁)が、しかしこれはあくまでも可能性であつて、それが心然化するためには、やはり一定の社會的・經濟的條件とくに農民層の内部で商品生産の諸條件が成熟しているという條件を必要とする。しかるに藤田氏にあつては、この點の検討があまりなされていない。それは氏が生産物地代段階における小農民經濟を「單純商品生産」と規定したことの當然の歸結であるといふる。

さて次に「事實上の農民的土地所有」を問題としなければならぬ。

地所有」が以上のような問題を含むとすれば、この「事實上の農民的土地所有」論を江戸時代後半期の本百姓に適用することも當然疑問となる。藤田氏によれば、江戸中期に成立する「事實上の農民的土地所有」は、日本では「封建的反動」の結果、西歐のごとく資本家的借地農や自由な土地所有農民やまた農業賃労働者やを生み出す方向には進まずに、(寄生)地主やまた自由・自主的ならざる自作農や或いは小作農を生み出す方向に進んでしまふ(一八九—一九〇頁)。だが藤田氏においては、なぜ日本では右のような方向を辿つたのかあまり明らかにされていない。ところで、各國における近代的進化的特質「型」を問題とする場合右の點こそ正に問題とされねばならない。近代的進化的型を規定する窺極の要因は封建的土地所有が廢棄されているか否かという點にあり、そして外ならぬ「事實上の農民的土地所有」こそ封建的土地所有に對する否定的要素なのであり、その場合すでに述べたごとく農民層の内部で商品生産の諸條件が成熟しているか否かという點に焦點がおかれねばならない。しかし藤田氏のように西歐でも日本でもとにかく「事實上の農民的土地所有」の成立がみられるものとすれば、西歐と日本の近代的進化的差異は單に形態上のものにすぎなくなるといえよう。かくて藤田氏のごとき「事實上の農民的土地所有」論に立つ限り、日本の近代的進化的特質を充分明らかにしえない

藤田五郎著「近世農政史論」

らない。藤田氏は自營農民と小農民經營の一般的形成が見られるところでは「事實上の農民的土地所有」は「その程度はいろいろ見られても、ともかく一般的に成立することは疑いが無い」(一一〇頁)とされる。そして藤田氏は「事實上の農民的土地所有」の指標を、高橋氏に據りつつ「農民保有地に賦課されている(領主制的)封建地代を支拂う限り、農民が自由に處分(收益・賣却・交換・讓渡・相續・遺贈)しうる」(高橋氏前掲書二六頁)點に求めている。しかしすでに述べたように一般的に形成された自營農民と小農民經營がそのまま必然的に「事實上の農民的土地所有」を展開するものでなく、それが成立するための條件は、農業生産力の増大と商品流通に伴う農民經濟の小商品生産者化にあると考へねばならぬ。すなわち農民層の内部における商品生産の諸條件の成熟未成熟(これは封建的土地所有の強さに對應する)が「事實上の農民的土地所有」の成立を規定する條件となるのである。したがつて藤田氏のようにこの点をあまり問題とせず、單に「事實上の農民的土地所有」の標識を農民の保有地に對する處分權に求めようとするとき、近代的土地所有の成立すなわち農業における近代化の問題を、單に形成上の土地所有形態の展開の問題におきかえてしまふ結果となる。

かくて本書において重要な地位を占める「事實上の農民的土地所有」

であろう。

以上、藤田氏の所説を簡単に検討したのであるが、その意圖と鋭い問題提起については高く評價するべきであらうが、しかし遺憾ながら「資本制生産の發生史的究明の立場に立つて、しかも一般に「封建的土地所有」といわれるものについてもまずその歴史的段階のあることを究明し、かつそれぞれその歴史の意味を、かかる資本制生産の發生史的究明の視角から検討しようとする」(七七頁)氏書の意圖は充分成功したとは認められな

お詫び

前月号にて当学会賛助会員、特別会員の御芳名を掲載いたしました。が、賛助会員の星月玉三氏は望月氏のあやまりにつき、ここにおわびの上、訂正申し上げます。